

鳥獣被害防止総合対策交付金について

北海道農政部生産振興局技術普及課

<はじめに>

- 野生鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下、「鳥獣被害防止特措法」）が制定されました。この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対し支援する内容となっています。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣被害防止特措法によって市町村が作成した「被害防止計画」に基づき、各地域の被害実態に応じて地域関係者が一体となった被害対策の取組やジビエ利用拡大に向けた取組を支援するものです。



<事業の内容>

ハード対策

- 整備事業【事業実施主体：地域協議会、地域協議会の構成員】
 - ・侵入防止柵等の被害防止施設（再編整備含む）、ジビエ処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設（技能向上のための射撃場）の整備 など
 [交付率：1/2以内（条件不利地域は55/100以内）、
侵入防止柵の資材費のみ交付対象とする場合は定額支援]

ソフト対策

- 推進事業【事業実施主体：地域協議会】
 - ・鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動、ICT等の新技術を活用したスマート捕獲、捕獲現場やジビエ処理加工場でのOJT研修の支援、ジビエ利用拡大に向けた地域の取組 など
 ※ OJT研修：「On the Job Training」の略称。業務に取り組みながらその方法や知識を学ぶ育成方法のこと。

[交付率：1/2以内、取組状況に応じた限度額内で定額支援]

- 緊急捕獲活動支援事業【事業実施主体：地域協議会、市町村】
 - ・捕獲活動経費の直接支援

[交付率：獣種やジビエ利用の有無に応じた上限単価以内で定額支援]

(シカ成獣1頭の場合：食肉処理等9,000円、焼却処分8,000円、上記以外7,000円)



<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣被害対策〕



侵入防止柵の設置・再編整備や捕獲機材の導入



刈り払い等による生息環境管理



捕獲活動経費の直接支援

○取組事例

- ・ 狩猟免許予備講習の開催
- ・ 一斉捕獲や追い払いなどに係る経費
- ・ 箱わな、囲いわな等の購入
- ・ 捕獲活動経費支援 など

〔捕獲者、処理加工施設の人材育成〕

捕獲現場、処理加工現場でのOJT研修



○取組事例

- ・ 鳥獣被害防止実施隊員又は隊員になることが見込まれる者で活動経験が浅い者への捕獲技術のOJT研修実施
- ・ 処理加工施設が新たに雇用契約した従業員への解体技術等のOJT研修

〔スマート捕獲による捕獲の効率化〕



○取組事例

- ・ 遠距離無線技術を活用した監視システム など

〔ジビエ利用拡大に向けた取組〕



国産ジビエ認証に必要な知識等の習得等による衛生管理の向上



金属探知機等衛生管理に必要な設備の導入



ジビエカージュア等の導入による、広域からの搬入

モデル地区の取組を横展開



○取組事例

- ・ 衛生管理認証等の取得に必要な知識の取得
- ・ ジビエ普及や販路拡大の取組など

鳥獣被害防止総合対策交付金・交付実績（北海道）

(単位：千円)

年度	整備事業(A)		推進事業（地域協議会）(B)		推進事業（道）(C)		緊急捕獲活動支援事業(D)		交付金額合計 (A+B+C+D)
	実施主体数	交付金額	実施主体数	交付金額	実施主体数	交付金額	実施主体数	交付金額	
H29	21	138,180	107	120,953	1	16,560	140	528,414	804,107
30	9	88,090	111	125,659	1	15,791	137	498,342	727,882
R1	8	108,768	105	134,680	1	18,309	138	511,351	773,108
2	12	216,896	115	117,416	1	17,105	139	515,280	866,697

※R2は実施計画の数値